

## 県への要望事項 (H26秋季) 一覧

要 望 事 項	
1	『認知症よりそいノート』の運用について
2	ショートステイの特別養護老人ホームへの転換について
3	介護基盤整備に係る補助金について
4	栃木県版ヘルプカードの制度化について
5	放課後児童クラブ整備費補助金の充実について
6	不妊治療に係る医療費の診療報酬化について
7	栃木県特別保育事業(1歳児保育担当保育士増員費・食物アレルギー対応給食提供事業)の拡大・継続について
8	養育支援に係る医療機関と市町の連携について
9	児童扶養手当における国庫負担割合の嵩上げについて
10	子ども・子育て支援新制度に伴う地域型保育事業実施に係る支援について
11	水道事業における石綿セメント管及び老朽施設の更新等事業に対する新たな国庫補助制度の創設及び県による支援について
12	骨髄移植ドナーへの骨髄等提供時における支援について
13	商工団体の体制強化に向けた県による支援の強化について
14	東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた観光推進について
15	農業農村整備事業推進のための予算確保について
16	道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う道路施設点検と維持管理に対する支援措置について
17	民間木造住宅の耐震化に対する支援措置について
18	宅地耐震化推進事業における変動予測調査の第1次スクリーニング調査の推進について
19	小学校全学年での35人以下学級の早期実現について
20	栄養教諭・学校栄養職員未配置の学校給食単独実施校への非常勤職員の配置について
21	特別支援教育の充実・強化について
22	文化財の広域活用のための組織・体制づくり等について



福田知事へ要望書を提出する佐藤会長

## 『認知症よりそいノート』の運用について

認知症高齢者が増加している中で、認知症の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、在宅生活における医療と介護を隙間なく支援していくための『認知症よりそいノート』が神奈川県において導入されております。

このノートは、認知症高齢者の自宅に保管するもので、家族等が本人の日常生活状況を記録し、一方で、かかりつけ医や介護支援専門員（ケアマネージャー）、介護サービス事業所等の関係者が、同じノートに、医療の状況や服薬状況、介護サービス利用時の様子などを記録することで、認知症の変化や支援内容の経過等の情報を共有し、連携して適切な医療や介護につながるものであります。

高齢者は、様々な疾病を有し、市内外の病医院を受診したり、市内外の複数個所の介護サービスを利用していますし、時には市町や県の領域を超えて、徘徊されることもあります。

つきましては、市町の枠を超えて、県内全体の関係機関との連携のもとで、栃木県においても、この『認知症よりそいノート』（仮称）の制度を導入していただき、県民みんなで認知症高齢者やその家族を支え、見守っていく体制を作っていただくことを要望いたします。

※神奈川県 『認知症よりそいノート』

※千葉県 『オレンジ連携ノート』

## ショートステイの特別養護老人ホームへの転換について

ショートステイの利用者の中には、特別養護老人ホームの入所待機者で継続的な利用をしている方も多く、実態としては入所に近いケースが多い状況です。また、この様な方は、ショートステイの利用限度日数の弾力化を講じても介護保険の利用限度額を超過してしまう場合が多く、帰るべきところが無い場合も見受けられます。

このような状況の中、最近ではショートステイの一部を特別養護老人ホームに転換を認める都道府県も出てきております。

ショートステイの転換を図ることにより、特別養護老人ホームを整備する際に交付する施設整備補助金の削減や入所待機者の早期解消につながるなど、大きなメリットが期待できます。

つきましては、これらを鑑み、地域の実情に応じて、ショートステイの一部を特別養護老人ホームに転換できるよう要望いたします。

## 介護基盤整備に係る補助金について

現在、震災復興事業及び東京オリンピック関連事業等による建設需要が工事費を押し上げ、急激に建設コストが上昇している状況です。

そうした中、介護基盤整備事業に応募したいとする意向がありながら、2、3年前に比べ建設費が約1.5倍程度となり、断念せざるを得ないとする事業者の声が多く、このままでは、計画した整備ができない状況となり、市民生活に多大な支障と不安を与えてしまうことは必至であると考えています。

当該整備事業については、平成21年度から「栃木県介護基盤緊急整備臨時特例交付金」で実施してきましたが、来年度からは、「医療介護総合確保推進法」の施行に伴い、新たな制度により実施されることとなりました。

つきましては、補助金額の決定に際しては、現状の建設コスト上昇を踏まえた額の決定を強く要望するものであります。

## 栃木県版ヘルプカードの制度化について

聴覚障がい者や知的障がい者など、一見して障がい者とわからない方は、災害時や日常生活の中で困ったときに、手助けしてほしいという意思を周囲に伝えられないことがあります。

このようなときに、支援を必要とする方が、手助けしてもらいたい内容を掲示することにより、周囲からスムーズに支援を受けられるようにするための一つの方法として、「ヘルプカード」の導入が有効と考えております。

先進地の一つである東京都においては、「ヘルプカード」を都内で統一的に活用できるよう、デザインや形態等、統一した基準を定め、「ヘルプカード」の取組を広域的に普及させております。

つきましては、「ヘルプカード」の取組は、障がい者への理解や支援を求めるツールとして有効であること、また、県レベルで広域的に連携して行うことがより効果的と考えられることから、栃木県版ヘルプカードの制度化に向け、県主導のもと検討していただきたく要望いたします。

## 放課後児童クラブ整備費補助金の充実について

全国的に人口減少問題が大きな課題となっているなか、国においては、働く女性の子育て支援策として、6月に閣議決定した「新成長戦略」のなかに、平成27年度から平成31年度までの5年間で、新たに30万人分の定員を増やすという放課後児童クラブの拡充策を盛り込みました。

現在、学童保育は、児童福祉法の規定により、小学校に就学している概ね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業とされておりますが、平成27年度に開始予定の「子ども・子育て支援新制度」の導入により、学童保育は量の拡充と質の改善を図っていくこととなっており、児童福祉法の改正により、入所対象児童が小学校6年生まで拡充される見込みです。

しかしながら、県内の学童保育については、現在3年生までの受け入れとなっているクラブや小学校区にクラブ自体が設置されていない地区も多くあるという現状であります。

今後、国が進める子育て支援策に従って、5か年で入所対象児童を小学校6年生まで拡充し、30万人分の定員増を受け入れることができるよう、放課後児童クラブの施設整備を行う必要がありますが、厳しい財政状況の折、整備を要する箇所が多いことに加え、短期間での整備が求められます。

つきましては、「放課後児童クラブ整備費補助金」について、整備希望どおりの件数を採択していただくとともに、補助の充実を図られるよう要望いたします。

## 不妊治療に係る医療費の診療報酬化について

少子化が進む中、不妊に悩む夫婦が増加しており、それに比例して不妊治療の相談や不妊治療支援事業への申請数も増加しております。

不妊治療にかかる医療費については、不妊の検査や一般不妊治療は保険が適用されますが、人工授精や体外受精、顕微授精は保険適用外となっており、高額な医療費がかかることから、治療を受ける市民の経済的な負担が大きくなっております。

栃木県を始め各自治体では、特定不妊治療費助成事業など、体外受精や顕微授精などの治療に対して、治療費の一部を助成しておりますが、申請者の増加により、年々、自治体への負担も増大している状況にあります。

また、治療にかかる医療費が高額であることから、治療を悩んでいる市民の方も多くおられます。

このようなことから、県におかれましては、保険適用外の人工授精や体外受精、顕微授精等につきまして、診療報酬の対象にしていただくよう国への働きかけを要望いたします。

## 栃木県特別保育事業（1歳児保育担当保育士増員費・食物アレルギー対応給食提供事業）の拡大・継続について

子育て家庭を取り巻く環境は、少子化の進展や核家族化等に伴う地域や家庭の子育て機能の低下により、子育てへの不安や経済的な負担が増大しており、栃木県におかれましては、「1歳児保育担当保育士増員費」及び「食物アレルギー対応給食提供事業」の特別保育事業を実施するなど、保育環境の向上に取り組んでいるところであります。

そのような中、親の働く状況にかかわらず質の高い幼児期の教育・保育が受けられるよう平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始される見込みではありますが、新制度移行後においても、質の高い保育を維持するため、両事業の継続を要望します。また、対象範囲を現行の保育所に加え、「地域型保育事業」にも拡大するとともに、「地域型保育事業」及び「認定こども園」が利用できるよう、対象保育所の要件の緩和についても併せて要望します。



## 養育支援に係る医療機関と市町の連携について

近年、若年、高齢初産、メンタルの面での障害等による妊娠出産を巡る諸問題が増加しております。また、このような対象者からの虐待の事案も発生しやすく、特定妊婦とのかかわりが今まで以上に重要視されております。

特定妊婦への対応については、妊娠中・出産後と支援の必要なケースであって、本人の了解が得られる方については、病院から市町に対してケース連絡をいただき、家庭訪問等の支援を行っておりますが、近年は病院ごとの見解の相違や問題ケースの増加により、市町に情報が伝わらないケースや市町が問題とするケースであっても、病院とスムーズに連絡が取れず、支援が遅れ事態が悪化してしまう事例も散見されております。

また、最近の傾向として、妊娠出産の時期に、里帰り出産などのために転入・転出などの住所移動をするケースも増えている状況にあります。

このような現状に対応するためには、各健康福祉センター管内の市町の母子保健担当者（保健師）と産科医療機関の助産師・看護師による意見交換や情報交換の機会を設け、具体的な連携方法や具体的な連絡の窓口について共有できる体制づくりが必要であり、さらには、養育支援に関する連携をスムーズに行うため、県内市町と産科医療機関の養育支援に関する窓口一覧を作成し公開することが有効であると考えられます。

つきましては、県主導の下、養育支援に係る医療機関と市町との連携について、情報共有の機会や体制づくりを推進されるとともに、県内市町と産科医療機関の養育支援に関する窓口一覧を作成し公開されますよう要望いたします。

## 児童扶養手当における国庫負担割合の嵩上げについて

児童扶養手当は、父母の離婚や死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が重度の障がいの状態にある児童について、心身ともに健やかに育成されることを目的として、父母等に支給されるものであります。

この手当の支給に対する負担割合は、福祉事務所を設置していない町においては、県が手当認定業務を行っており、国が3分の1、県が3分の2となっております。しかし、市においては、国が3分の1、市が3分の2であり市の財政負担は決して小さくありません。

今日、離婚は増加傾向にあり、これに伴い、母子家庭、父子家庭も増えており、更なる負担増が懸念されるところであります。

児童扶養手当は、その施行の詳細が定められた法定受託事務であり、地方の裁量権は僅かであります。

つきましては、生活保護負担金の国庫負担割合と同様に国3/4とするよう、国に対し強く働きかけるよう要望いたします。

## 子ども・子育て支援新制度に伴う地域型保育事業実施に係る支援について

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されることに伴い、地域型保育事業を実施する自治体においては、計画や条例等の整備のほか、家庭的保育事業等を行う保育従事者向けの研修を行う必要が出てきたところです。

事業の実施主体は市町村となっておりますが、当該研修を各市町単独で実施することは効率的ではありません。また、市町によって研修内容にばらつきが生じ、ひいては保育の質に格差が出てしまう可能性が考えられます。

つきましては、保育従事者の質を確保し質の高い保育を提供するため、県において主導的な役割を果たし、研修実施のための市町向け研修会・説明会や県内で統一した保育従事者研修会を開催していただきますようお願いいたします。

## 水道事業における石綿セメント管及び老朽施設の更新等事業に対する新たな国庫補助制度の創設及び県による支援について

石綿セメント管更新事業は、平成23年度まで国庫補助事業（補助率1/4）で実施しておりましたが、平成24年度からは同補助事業が廃止となり、現在は市町の単独事業となっております。

平成24年度末の本県における石綿セメント管の未更新延長はいまだ約415kmに亘りますが、各市町では道路整備等の他事業関連で予算が費やされ、更新が鈍化している状況であります。

今後、人口減少や節水意識の向上などにより、水道料金収入の増加が見込めないなか、石綿セメント管はもちろんのこと、更には水道施設も老朽化していくことから、今後予想される大規模地震等に対応するためにも、安全で安心な水道水を安定的に供給するためには、これらの水道施設の耐震化をあわせた更新が急務かつ不可欠であります。

つきましては、石綿セメント管及び老朽施設の更新、更には基幹管路の耐震化に対する新たな国庫補助制度の創設について、国に対し強く働きかけるとともに、補助制度創設の間における県による財政支援についてもご検討くださるよう要望いたします。

## 骨髄移植ドナーへの骨髄等提供時における支援について

白血病や再生不良性貧血等の血液疾患の治療法として骨髄・末梢血幹細胞移植がありますが、白血球の血液型であるHLA型が提供者であるドナーと患者との間で適合しないと移植が出来ず、血縁者間で型が一致する可能性は兄弟姉妹間でも25%、非血縁者間では数百から数万分の一と非常に低く、一人でも多くのドナーの確保が必要となっております。

平成26年7月現在、全国のドナー登録者数446,212人、HLA適合報告ドナー数228,345人、患者登録者数（累計）42,457人、HLA適合患者数（累計）34,236人となっておりますが、これまでの非血縁者間移植実施数は平成26年7月現在で17,200例と、HLA適合患者数34,236人に対し約半数にとどまっている状況です。

HLA型が適合したドナーからの骨髄等移植が実施されない理由として、ドナーの健康上の問題や患者の病変、骨髄等提供が可能な医療機関が限られていること等が挙げられるほか、ドナー登録から提供に至るまでの通院・入院の際に仕事を休まざるを得ないことから、ドナー及びドナーを雇用する事業所の負担となっており、休業補償や休暇制度の導入促進等少しでもドナーが骨髄等提供をしやすい環境を整備することが課題となっております。

すでに、県内をはじめ全国でもいくつかの市町村では、ドナー及びドナーを雇用する事業所に対して独自の助成による支援制度をスタートしておりますが、血液難病患者を一人でも多く救うためには、ドナー登録者数及びHLA型が適合したドナーの骨髄等提供例のさらなる増加が必要であることから、県におかれましては、ドナー等への助成制度の導入をはじめとする支援事業に取り組んでいただきたく要望いたします。

## 商工団体の体制強化に向けた県による支援の強化について

地域住民の生活を支えてきた小規模な商工業者の経営難が進行している昨今、その経営改善に向けた相談をはじめ指導的な役割を担っている商工会等の小規模な商工団体については、会員数の減少や、人件費をはじめとする経常経費の負担割合の増加、さらに、自治体の合併が進展し自治体との関係が従来の1対1から1対多となる中で、自立的な運営が非常に厳しい状況に置かれています。

こうした中、県では、平成23年3月に策定した「新とちぎ産業プラン」において、重点プロジェクトの1つとして「小規模事業者支援プロジェクト」を掲げ、その中で、「商工団体の機能強化及び合併の促進」に取り組むとされているところであります。

つきましては、小規模な商工団体の置かれている現状に鑑み、商工団体の組織体制の強化に向けた指導・助言を一層強化してくださるよう要望いたします。

特に、小規模な商工会等の自主的な合併を円滑に進めるための指導・助言や財政的支援は必要ですので、更なる支援体制の強化を図られるよう要望いたします。

## 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた観光推進について

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催により、東京近郊に位置する本県にとりましては、多くの外国人観光客が来県することが見込まれ、様々な面での経済波及効果が期待されております。

この好機を逃さず、本県が誇る「日光の社寺」をはじめとした各地域の観光資源を活かし、県内を周遊するルートを開発・提供することにより、栃木の魅力を世界にPRすることは大変有意義なことであり積極的な展開を図るべきものと考えます。

そこで、栃木県の観光資源やモデルルート情報を多言語により分かりやすく提供するポータルサイトの立ち上げや観光ボランティアの確保など、県を挙げて外国人観光客に向け、受け入れ態勢を整備し「おもてなし体制」を充実していくことが極めて重要であると考えます。

また、県内各市町で結んでいる、姉妹都市・友好都市に積極的に働きかけ、東京オリンピックのPRや来訪などを促し、交流を促進することも意義あるものと考えます。

つきましては、県においては、上記ポータルサイトの立ち上げや各地域が観光ボランティアを育成する場合の講習会の開催など、県と各市町が連携し円滑な取り組みができるよう主導的な役割を担っていただきたく要望いたします。

## 農業農村整備事業推進のための予算確保について

本県の農業・農村は、担い手の減少や高齢化、土地利用型農業の構造改革、農村資源・環境の維持保全、国際化への対応など、多くの課題があり、農業農村整備事業は、これらの課題を視野に入れた展開が求められております。

特に、老朽化が進む農業水利施設の適切な保全管理の実施、農地利用集積や経営規模拡大等を通じて、将来にわたり安定した農業経営の基盤整備のため、農業水利施設保全合理化事業をはじめ、圃場整備事業やかんがい排水事業などの各種県営・団体営事業並びに国営土地改良事業の積極的な推進を図る必要があります。

しかしながら、平成26年度の当初予算において、各種補助事業への割当額は、要望額を大きく下回っており、計画的な事業推進に支障をきたしております。

つきましては、農業農村整備事業を推進し、力強い農業を実現するため、計画的に事業執行が可能となる予算の確保について要望いたします。



## 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う道路施設点検と道路維持管理に対する支援措置について

県内はもとより国内の国道、都道府県道、市町村道は、高度経済成長期に集中的に整備されたため、道路施設の老朽化が急速に進んでおり、道路管理者がこれらの道路施設の補修や更新をいかに適切に対応していくかが重要な課題となっております。

また、今後予測される首都直下型地震や南海トラフ大地震などの大きな自然災害にも備えた、緊急輸送路の機能確保も求められています。

そのため、国では道路法等（道路法、同法施行令、同法施行規則）を一部改正し、これまでの道路の適正管理に加え、道路施設の点検に関する新たな基準が定められ、今年7月からトンネルや橋梁などの道路施設を5年ごとに点検することを義務化しました。

そのような状況の下、老朽化した道路施設の補修や更新に的確に対応するため、県内の国道、県道、市町村道の管理者が情報を共有し、老朽化対策に国の財政支援を含め取り組むことを目的に、今年5月に道路メンテナンス会議が設立されました。

しかし、現時点で国は、これまで以上の予算措置や制度の新設を示していないことから、老朽化した道路施設の点検や補修更新工事が各市の財政をひっ迫しようとしています。

つきましては、それら道路施設への新たな負担に対し、財政的支援をお願いするとともに、国に対し現行の交付金の更なる財源確保について働きかけていただけますよう要望いたします。

## 民間木造住宅の耐震化に対する支援措置について

各市では、地震による建築物等の倒壊による被害から市民の生命、生活の安全・安心を確保するため、旧耐震基準の木造住宅については、「栃木県建築物等耐震改修促進計画」により、国・県の補助制度を活用し、耐震診断及び耐震改修補助制度を実施しております。

このような中、東日本大震災を経験し、これまで以上に耐震化の促進を図るため、耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると判定された木造住宅の建替えに対する補助制度について、現在4市1町が実施しているところであります。

県におきましては、既存ストックの有効活用を図る耐震改修も大変重要と捉え、耐震改修に対する助成を行っているとしておりますが、旧耐震基準の木造住宅は築30年以上が経過し、建替えも耐震化へ向けた有効な手段であることから、国・県・市町が一体となり、現行の耐震診断・耐震改修に対する補助制度に加え、木造住宅の建替えについても補助対象とし、耐震化の一層の向上が図られるよう要望いたします。

## 宅地耐震化推進事業における変動予測調査の第1次スクリーニング調査の推進について

東日本大震災では、大規模な盛土造成地において多数の滑動崩落被害が発生しましたが、今後、発生が予想されている南海トラフ地震や首都直下地震においても、同様の被害が発生することが危惧されており、国では、その被害を抑制するためにも、各自治体において大規模盛土造成地における変動予測調査を実施するように促しているところであります。

この変動予測調査のうち、大規模盛土造成地の有無等の確認を行う第1次スクリーニング調査につきましては、平成26年7月1日現在、全国で37.9%の自治体で完了しておりますが、本県は未着手の状況です。

第1次スクリーニング調査の実施が進んでいる自治体は、県が主体となって取り組んでいる自治体であり、近隣の埼玉県、群馬県では、県が主体となり調査を進めているところであります。

つきましては、今後、発生が予想されている巨大地震に備え、盛土造成地の安全性を確保することは急務であることから、県が主体となり全市町を一括して調査を推進していただきますようお願いいたします。

## 小学校全学年での35人以下学級の早期実現について

35人以下学級については、義務教育標準法の改正で平成23年度から小学1年生で導入されております。しかし、小学2年生以上については改正が見送られており、また文部科学省において策定された「新たな教職員定数改善計画案」による中学3年生までの35人以下学級の実現についても見送りとなっている状況にあります。

本県においては、小学2年生及び中学校の全学年においても教員の加配対応により35人以下学級が実現されておりますが、小学3年生以上の通常学級においても多動傾向や学習遅延傾向のある子ども等多様な児童生徒が在籍しているのが実情です。また、学校規模の違いにより教職員の配置状況や当該学年の児童生徒数、特別な配慮を要する児童生徒数が異なる等、学校現場によって状況は様々であります。

つきましては、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握しきめ細やかな支援ができるより質の高い教育の実現に向け、本県独自の少人数学級として、加配の振替等やスマイルプロジェクトの縮小に依らない小学3年生以上についての35人以下学級の早期実現、及び学校現場の状況や要望を判断材料とした弾力的な学級編制の実施が可能となるような制度の検討について要望いたします。

## 栄養教諭・学校栄養職員未配置の学校給食単独実施校への非常勤職員の配置について

近年、食物アレルギー症状を有する児童生徒は増加傾向にあり、その中には、過去にアナフィラキシーショックを発症したことのある児童生徒も含まれ、栄養教諭及び学校栄養士が未配置の学校給食単独実施校にも在籍しております。未配置校では、多様化する食物アレルギーを有する児童生徒への特別献立の作成等、個別に必要とされるきめ細かな対応が十分できない状況であります。

栄養教諭・学校栄養職員の配置については、教職員配当基準に基づき各市町の児童生徒数や栄養教諭等の配置状況を考慮し、配置校を決定していただいているところですが、学校教育における食育の充実及び学校給食の安全安心を図るため、アナフィラキシーショック症状など重度の食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が在籍する学校給食単独実施校に非常勤学校栄養職員の配置を要望いたします。

## 特別支援教育の充実・強化について

各市とも、特別支援教育の充実のため個に応じた指導体制の整備や学校生活における安全面の確保等に向け、最善を尽くしているところではありますが、対応状況については十分とは言えず、現在多くの課題と対峙しております。

このような中、県においては、小中学校非常勤講師配置事業を実施しておりますが、必要とする人員には未だ十分とは言えない状況です。

また、通級指導教室の需要は年々高まっており、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいについては、重度・重複化するケースが増加しております。

つきましては、障がいのある児童生徒に対する適切な支援を行うため、下記事項について積極的に対応くださるようお願いいたします。

### 記

- 1 小中学校非常勤講師配置事業における配置人員の増員を図ること。
- 2 通級指導対応加配教員の増員を図ること。
- 3 特別支援学級における学級編制基準を特別支援学校の学級編制基準と同様となるよう、国に働きかけること。

## 文化財の広域活用のための組織・体制づくり等について

近年、定年後の余暇の有効利用等により、生活圏における文化・文化財に対して興味関心を持つ方々が着実に増えてきております。

昨年度、県教育委員会においては、「とちぎいにしえの回廊」事業として文化財の各時代別周遊ルートを策定し、3万部のパンフレットの道の駅等での配布やホームページの開設などを通じて本県の魅力を県内外に発信しており、今後も市町の史跡・文化財の見学者の増加が想定されます。

さらに、国体やオリンピックなどの観光客の来県も見込まれるところであり、このような状況の中、各市町では県の「わがまち協働推進補助事業」制度などを活用し、文化振興・文化財関連事業の推進を図っておりますが、厳しい財政状況下であり、県のさらなる支援が望まれるところであります。

つきましては、下記のことについて、早急な対応をご検討くださるよう要望いたします。

### 記

- 1 各市町内に所在する県指定史跡等の案内解説板の多くは昭和50年代に県により設置されたものが多く、経年劣化が進んでおり、また、市町が設置した史跡・古墳の案内解説板は、規格やデザインが異なり見学者からは非常に分かりにくいとの意見が寄せられていることから、県において統一した案内解説板を設置すること。
- 2 歴史遺産の活用、史跡整備などにおいては、広域的なネットワークの取組がより効果的であることから、県主体の下、広域的な文化財の保護、観光資源としての活用などを推進するための会議、体制づくりを行うこと。